

◎佐賀県条例第16号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成12年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（拋出率の特例）</p> <p>4 <u>平成30年度から平成32年度までの間における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、0とする。</u></p> <p>5 略</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（拋出率の特例）</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの間における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、0とする。</u></p> <p>5 略</p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。